

# 仕様書

## 1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新 500 円硬貨及び 1000 円紙幣が使用できること。
- (3) 地震、台風等の非常時において、自動販売機内の販売品を無償提供できる機能を備えること。または、災害等で停電になった場合、専用キーによる人的操作等で非常用電源に切り替わる機能を備えること。別途協定書等を締結し運用するものとする。

## 2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水等の飲料及びパンとし、酒類・たばこの販売を行わないこと。  
また、飲料についてはペットボトル等の密閉式の容器とし、パンについては密閉包装されたものとする。  
設置場所には、飲料水等 3 台、パン 1 台を設置すること。なお、商品の具体的な構成については、甲との協議によること。  
また、本所については土曜日、日曜日以外は 17:30～21:00 まで販売をしないこととする。ただし、夏季休業期間、春季休業期間については、販売時間を制限しない。自動販売機はタイマー等により販売時間が制限できる機能に限る。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）以下とし、現在校内に設置されている他の自動販売機の販売価格と同額又はそれ以下の価格で販売すること。

## 3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で回収し、リサイクルを行うこと。また、自動販売機周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。契約期間中に食堂棟改修工事予定あり。工事期間中は自動販売機を別の場所へ移設し、それに係る費用は借主負担とすること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において対応すること。

## 4 売上実績の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、別に指定する期日までに、岐阜県に提出すること。また、報告された売上実績は、岐阜県において公表することがあること。

## 5 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。